

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令について

1 改正の背景

就業構造基本調査（基幹統計調査）は、雇用の構造的な変化を把握する観点から、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とするものであり、昭和31年の第1回以来昭和57年の第10回調査まではほぼ3年ごと、それ以降は5年ごとに実施している。

本調査を平成24年に実施するに当たり、多様化する国民の就業状態をより的確に把握するため、調査事項の追加等を行うとともに、重要度の低くなった調査事項の廃止を行うものである。

2 改正の概要

調査事項の追加及び廃止並びに調査対象の変更を行うため、当該規定の一部改正を行うものである。

(1) 追加する調査事項

現在の居住地に関する事項、雇用契約の期間及び更新回数、育児及び介護の状況、東日本大震災による仕事への影響

(2) 廃止する調査事項

調査時の1年前の常住地、就業理由

(3) 調査対象の変更

収入の種類（世帯から世帯員に）

また、基幹統計名の変更による用語の整理を行うものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。